

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や  
 “雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

## 平成22年4月から 国民健康保険税が軽減されています。

### 対象者は？

離職時の年齢が65歳未満で、  
 離職の翌日から翌年度末までの期間において、  
 (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）  
 (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）  
 として失業等給付を受ける方です。  
 ※ 特例受給資格者証や高年齢受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。御了承ください。

### 軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。  
 軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして行います。  
 ※ 具体的な軽減額などは、担当までお問い合わせください。

### 軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。  
 ※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。  
 ※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職した場合であっても、引き続き軽減の対象となります。

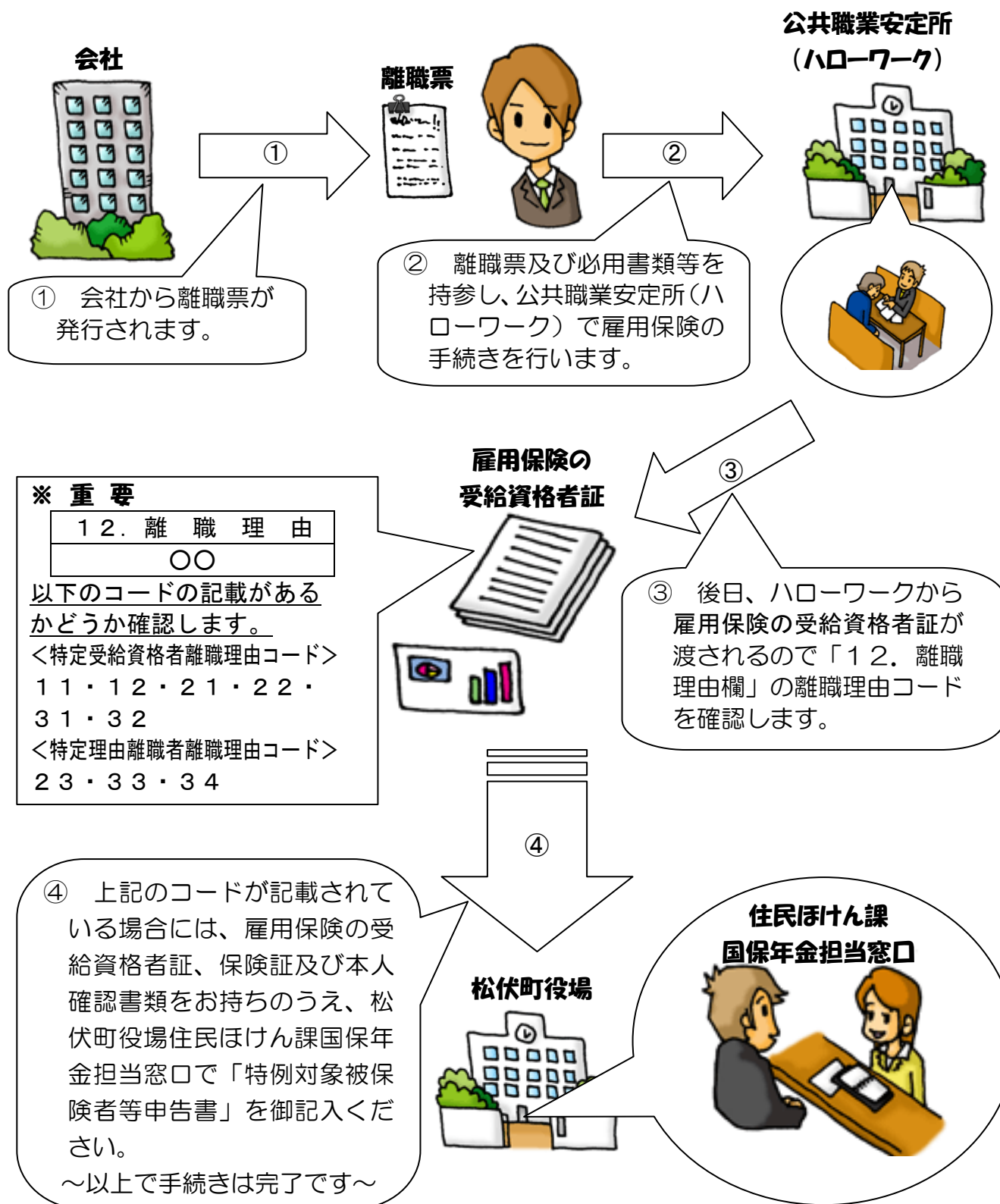
### 制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は  
 平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。  
 ※ ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

お手続き方法は右欄を御覧ください。

## 国民健康保険税の減額手続きについて

～以下の手順にしたがってお手続きください～



《お問い合わせ先》

松伏町役場住民ほけん課 国保年金担当 TEL: 048-991-1868